

本件事故当時、会津若松市において、ヒーリング用品の販売業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

損害項目 営業損害（逸失利益）

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成23年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び損害期間についての和解金として金164万6450円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 第1項に掲げる期間における同項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月10日

（仲介委員 中野剛史）